

○財務省告示第八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月二十九日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	一・八トン
三	二五トン
四	三九、四二〇トン
五	一、一六四トン
六	二四トン
七	九トン
八	一七・〇トン
九	三九、八五〇トン
一〇	八、七〇〇トン
一一	一三、八三二トン
一二	五七、六九七トン
一三	五、〇二八、七七九トン
一四	一、〇四三、〇二六トン

二九	三二一トシ
二八	七トシ
二七	一五、八一二トシ
二六	五、六一一トシ
二五	〇トシ
二四	五八トシ
二三	五、八五七トシ
二二	四四二トシ
二一	二六、二五六トシ
二〇	三八七トシ
一九	一、〇五七トシ
一八	一四、二九八トシ
一七	一二五、四六七トシ
一六	四、四八五トシ
一五	七四二トシ
一四の二	六〇八、六一二トシ

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	五、〇二八、七七九トン
一四	九三九、四六四トン